

高齢者虐待とは

1 高齢者虐待防止法

平成 17 年 11 月 1 日、国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という)が議員立法で可決、成立し、平成 18 年 4 月 1 日から施行されました。

2 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

- 高齢者虐待防止法では、法第 2 条第 4 項及び第 5 項において高齢者虐待の定義をしていますが、ここでの定義は、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、対象を規定したものといたします。
- また、介護保険法第 115 条の 38 第 1 項第 4 号に、地域支援事業(包括的支援事業)のひとつとして、「高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他の高齢者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」の実施が市区町村に義務づけられています。
- このため、市区町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

高齢者虐待防止法の概要について

1 高齢者の定義

この法律において、「高齢者」とは、65歳以上の方をいいます。

2 高齢者虐待の定義

家庭内における養護者又は、施設等の職員による次の行為や状態をいいます。

- ① 身体的虐待、② ネグレクト(介護・世話の放棄・放任)、③ 心理的虐待、④ 性的虐待、⑤ 経済的虐待

3 養護者・養介護施設従事者等の定義

(1) 養護者

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者をさします。

(2) 養介護施設従事者等

次に掲げる施設や事業に従事する者をさします。

- ・ 老人福祉法に規定する老人福祉施設、有料老人ホーム
- ・ 介護保険法に規定する介護保険3施設、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター
- ・ 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業
- ・ 介護保険法に規定する居宅介護(介護予防)支援事業、居宅・介護予防サービス事業、地域密着型(介護予防)サービス事業

4 通報義務

(1) 養護者若しくは養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに市町村に通報しなければなりません。

(2) 前項に定める場合のほか、養護者若しくは養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければなりません。

(3) 養介護施設従事者等は、その従事する養介護施設又は養介護事業において業務に従事する者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。

5 高齢者虐待の早期発見等

高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。

6 市区町村の役割

高齢者及び養護者に対する相談・指導・助言、その他必要な措置等の支援を行います。

高齢者虐待の通報及び高齢者本人からの虐待を受けている旨の届出を受けたときには、高齢者の安全の確認や事実の確認を行い、必要な措置を講じます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を受けた場合は、必要な権限を適切に行使し、高齢者の安全を図り、虐待を防止しなければなりません。

高齢者虐待の例

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	<p>暴力行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする 等
介護・世話の放棄・放任	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・ 室内にごみを放置するなど劣悪な住環境の中で生活させる ・ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせない 等
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的、情緒的に苦痛を与えること。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・ 侮辱を込めて、子どものように扱う ・ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・ キス、性器への接触、セックスを強要する 等
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する ・ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等

(参考)「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(平成15年度) 財団法人 医療経済研究機構

高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の『サイン』として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらはあくまで例示ですので、この他にも様々な『サイン』があることを認識しておいてください。

《身体的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない。

《心理的虐待のサイン》

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害(過食、拒食)がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

《性的虐待のサイン》

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	睡眠障害がある。
	通常的生活行動に不自然な変化が見られる。

《経済的虐待のサイン》

	年金や財産収入があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

《ネグレクト(介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢)のサイン(自己放任も含む)》

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりのじょくそう(褥瘡)ができてきている。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《セルフネグレクト(自己放任)のサイン》

	昼間でも雨戸が閉まっている。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
	配食サービス等の食事がとられていない。
	薬や届けた物が放置されている。
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

《養護者の態度にみられるサイン》

	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健、福祉の担当者とううのを嫌うようになる。

《地域からのサイン》

	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相(草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている)を示している。
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

*このチェックリストは(高齢者処遇研究会、1996)、(世田谷区・山田、2005)をベースに、2005年度に東京都が行った調査(東京都福祉保健局)を参考に作成したものである。